ロ　２薬剤　425点
ハ　３薬剤以上　700点
８　顆粒球表面抗原検査　640点
（微生物学的検査）
Ｄ０１７　排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査
１　蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの　65点
注　集菌塗抹法を行った場合には、集菌塗抹法加算として、35点を所定点数に加算する。
２　保温装置使用アメーバ検査　45点
３　その他のもの　67点
注　同一検体について当該検査と区分番号Ｄ００２に掲げる尿沈渣（鏡検法）又は区分番号Ｄ００２－２に掲げる尿沈渣（フローサイトメトリー法）を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。
Ｄ０１８　細菌培養同定検査
１　口腔、気道又は呼吸器からの検体　180点
２　消化管からの検体　200点
３　血液又は穿刺液　240点
４　泌尿器又は生殖器からの検体　190点
５　その他の部位からの検体　180点
６　簡易培養　60点
注１　１から６までについては、同一検体について一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合は、嫌気性培養加算として、137点を所定点数に加算する。
２　１から６までについては、同一検体について一般培養と併せて真菌培養を行った場合は、真菌培養加算として、122点を所定点数に加算する。
３　入院中の患者に対して、質量分析装置を用いて細菌の同定を行った場合は、質量分析装置加算として、40点を所定点数に加算する。
Ｄ０１９　細菌薬剤感受性検査
１　１菌種　185点
２　２菌種　240点
３　３菌種以上　310点
４　薬剤耐性菌検出　50点
５　抗菌薬併用効果スクリーニング　150点
Ｄ０１９－２　酵母様真菌薬剤感受性検査　165点
Ｄ０２０　抗酸菌分離培養検査
１　抗酸菌分離培養（液体培地法）　315点
２　抗酸菌分離培養（それ以外のもの）　224点
Ｄ０２１　抗酸菌同定（種目数にかかわらず一連につき）　376点
Ｄ０２２　抗酸菌薬剤感受性検査（培地数に関係なく）　415点
注　４薬剤以上使用した場合に限り算定する。
Ｄ０２３　微生物核酸同定・定量検査
１　クラミジア・トラコマチス核酸検出　188点
２　淋菌核酸検出　198点
３　Ａ群β溶血連鎖球菌核酸検出　204点
４　ＨＢＶ核酸定量　256点
５　淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出　262点
６　マイコプラズマ核酸検出、インフルエンザ核酸検出、ＲＳウイルス核酸検出　291点
７　レジオネラ核酸検出　296点
８　ＥＢウイルス核酸定量　310点
９　ＨＣＶ核酸検出　330点
10　ＨＰＶ核酸検出　347点
注　ＨＰＶ核酸検出については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、細胞診によりベセスダ分類がＡＳＣ－ＵＳと判定された患者又は過去に区分番号Ｋ８６７に掲げる子宮頸部（膣部）切除術、区分番号Ｋ８６７－３に掲げる子宮頸部摘出術（膣部切断術を含む。）若しくは区分番号Ｋ８６７－４に掲げる子宮頸部異形成上皮又は上皮内癌レーザー照射治療を行った患者に対して行った場合に限り算定する。
11　ＨＰＶ核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）　347点
注　ＨＰＶ核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、細胞診によりベセスダ分類がＡＳＣ－ＵＳと判定された患者又は過去に区分番号Ｋ８６７に掲げる子宮頸部（膣部）切除術、区分番号Ｋ８６７－３に掲げる子宮頸部摘出術（膣部切断術を含む。）若しくは区分番号Ｋ８６７－４に掲げる子宮頸部異形成上皮又は上皮内癌レーザー照射治療を行った患者に対して行った場合に限り算定する。
12　膣トリコモナス及びマイコプラズマ・ジェニタリウム核酸同時検出、マイコプラズマ・ジェニタリウム核酸及びマクロライド耐性変異同時検出　350点
13　百日咳菌核酸検出、肺炎クラミジア核酸検出、百日咳菌・パラ百日咳菌核酸同時検出、ヘリコバクター・ピロリ核酸及びクラリスロマイシン耐性遺伝子検出　360点
14　抗酸菌核酸同定、結核菌群核酸検出　410点
15　ＨＣＶ核酸定量　412点
16　マイコバクテリウム・アビウム及びイントラセルラー（ＭＡＣ）核酸検出　421点
17　ＨＢＶ核酸プレコア変異及びコアプロモーター変異検出、ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出、ＳＡＲＳコロナウイルス核酸検出、ＨＴＬＶ－１核酸検出、単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量、サイトメガロウイルス核酸定量　450点
18　ＨＩＶ－１核酸定量　520点
注　検体の超遠心による濃縮前処理を加えて行った場合は、濃縮前処理加算として、130点を所定点数に加算する。
19　ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２核酸検出　650点
20　ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２・インフルエンザ核酸同時検出、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２・ＲＳウイルス核酸同時検出、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２・インフルエンザ・ＲＳウイルス核酸同時検出、エムポックスウイルス核酸検出　700点
21　サイトメガロウイルス核酸検出　777点
22　結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出、結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出、結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出　850点
23　結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出　963点
24　ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出　1,273点
注　ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して実施した場合に限り算定する。
25　ウイルス・細菌核酸多項目同時検出
イ　ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２核酸検出を含むもの　1,350点
ロ　ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２核酸検出を含まないもの　963点
注　ウイルス・細菌核酸多項目同時検出については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して実施した場合に限り算定する。
26　細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）　1,700点
注１　細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出については、別に厚生労働大臣が定める